平成３０年（フ）第９１号
兵庫県宝塚市長尾台２丁目11番９号
債務者　馬場　祥子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
福岡県飯塚市綱分834番地３　ウェストウィングＢ棟102号、前住所福岡県飯塚市弁分249番地15　プレジールマンション202号
債務者　金子　康博
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第４７号
福岡県嘉麻市山野1987番地２
債務者　武田　正樹
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第５０号
福岡県飯塚市庄司252番地１　大和アパート204号
債務者　嶋田　美雪
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１０７号
長崎県長崎市蚊焼町1016番地２
債務者　小川カオル
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４７号
北海道小樽市オタモイ１丁目21番15号　サンハイム101号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目27番９号　高橋アパート
債務者　林　　勇太
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１１号
北海道苫小牧市拓勇東町４丁目11番15号
債務者　根本　由美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３０号
群馬県桐生市新里町新川2335番地１
債務者　藪塚　和也
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第３１号
群馬県桐生市新里町新川2335番地１
債務者　藪塚　真弓
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第３２号
群馬県桐生市新里町新川2335番地１
債務者　藪塚　映美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第３６号
群馬県みどり市大間々町大間々1237番地
債務者　中村　　悟
1　決定年月日時　平成30年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第１７号
石川県鹿島郡中能登町武部オ部５番地２、従前の住所石川県鹿島郡中能登町武部ヒ部44番地２
債務者　山本　圭三
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１０２号
長野県上田市芳田1791番地１　県住56―25号
債務者　黒岩　直規
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３０号
長野県上田市前山70番地３
債務者　竹内　君子
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３１号
長野県上田市前山70番地３
債務者　西村ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第３３号
長野県東御市八重原2000番地16
債務者　荒井　　繁
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
長野地方裁判所上田支部